

みやぎ型管理運営方式
モニタリング基本計画書（素案）について

令和元年12月25日

モニタリング基本計画書の構成

第1. 総論

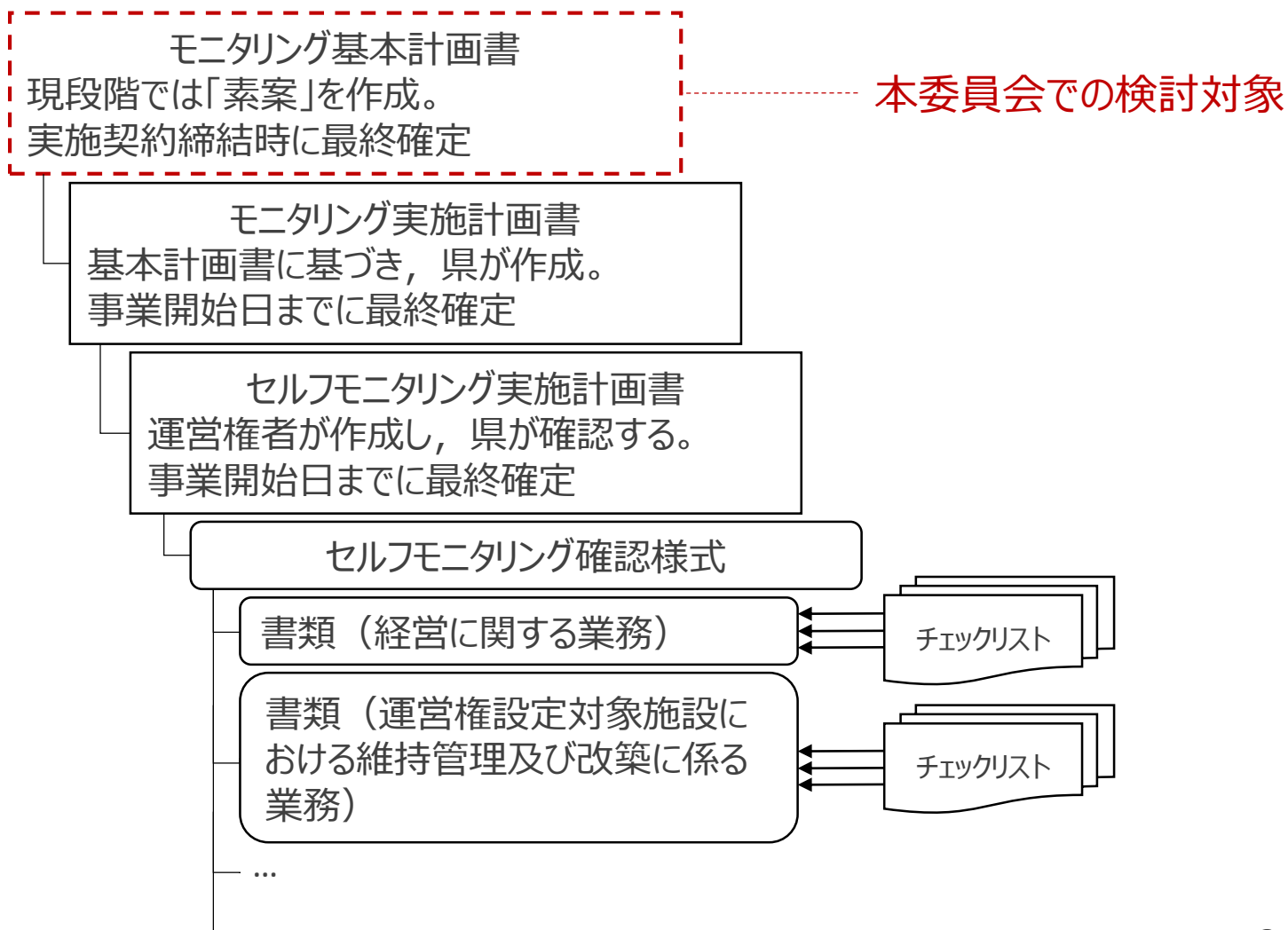
第2. モニタリングの実施方法

第3. 契約内容の遵守状況に応じた措置

第4. 事業終了時のモニタリング

太字箇所：第3回委員会にて特にご議論いただきたい点

総論 (モニタリング計画の概要)



モニタリング

- モニタリングとは
 - 要求水準を安定的に充足することを確認するための監視
- モニタリングの基本方針
 - ①運営権者によるモニタリング、②県によるモニタリング、③（仮称）経営審査委員会によるモニタリングの**三段階モニタリング**により、運営権者による**適切かつ確実な事業運営**を確保する
 - モニタリング結果を運営権者にフィードバックし、運営権者が不断の見直しを行うことによって、**質の向上・安定的な事業運営**を図る

みやぎ型管理運営方式におけるモニタリングの基本的考え方

三段階モニタリングの実施

三段階モニタリングによる適切かつ確実な事業運営の確保

① 運営権者によるモニタリング

- 運営権者は、自らが作成した計画に基づき、本事業の運営状況が要求水準を遵守しているかについて、モニタリングを実施

監視

② 県によるモニタリング

- 県は、運営権者から提出された書面及び会議体において運営権者からの報告を受け、**財務状況及び要求水準の達成状況について確認・監視**を行う
- 県が必要と判断した場合は、県は**現地確認や抜き打ち検査**を実施

監視

③ (仮称) 経営審査委員会によるモニタリング

- (仮称) 経営審査委員会は、運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果の確認・監視を行う
- (仮称) 経営審査委員会は、本事業の運営状況について、**中立的な立場で客観的な評価・分析**を行い、県及び運営権者に対して意見を述べる
- 県及び運営権者は、(仮称) 経営審査委員会における意見を尊重して事業運営に当たる

第3. 契約内容の遵守状況に応じた措置

要求水準違反があった場合の県による対応

- モニタリングの結果，県が認識した事象を程度（レベル）で評価。
- モニタリング結果を受けて，運営権者は改善計画を策定し，県は承認をする。県は，運営権者に対し改善計画に基づき改善措置を取らせるが，改善期間（要求水準違反発生後，県による次の段階の対応を猶予する期間）内に改善が見られなければ，県は次の段階の対応を実施し，最終的に運営権者は違約金を支払うことになる。
- レベル4（法令違反等，外部に影響が及ぶ重度の要求水準違反）の事象が発生した場合には，運営権者は即違約金を支払わなければならない。
- 要求水準違反が一定期間内に改善されたとしても，再発監視期間（要求水準違反が改善した後，違反を再発しないか監視する期間）に再発した場合には，県の次の段階の対応を実施する。
- 懲戒処分措置にも関わらず，改善が行われていると認められない場合，実施契約書に基づき，県は，運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。

県による対応	レベル1 軽微な不備	レベル2 外部に影響が及ばない 中程度の要求水準違反	レベル3 水質に関する 県基準違反	レベル4 外部に影響が及ぶ 重度の要求水準違反
事象	<ul style="list-style-type: none"> 不衛生状態の放置 ユーティリティ備蓄の不足 設備の故障の頻発 等	<ul style="list-style-type: none"> 必要な点検（法定点検を除く）の未実施 頻発する設備の故障の放置 等	<ul style="list-style-type: none"> 水質に関する県基準の違反 	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反 法定点検の未実施 水質に係る法定基準違反 上工水の水量未達 等
勧告	● ↓	-	-	-
命令	● ↓	● ↓	● ↓	-
懲戒処分	レベル1の違約金	レベル2の違約金	レベル3の違約金	● レベル4の違約金

第3. 契約内容の遵守状況に応じた措置

違約金の考え方

- 各レベルの1日当たり違約金額は、9個別事業で一定とする。
- 金額設定に当たり、内閣府「契約に関するガイドライン」を参考にする。

契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について

5-5 違約金 3. 違約金の支払い額（施設の完工前）

施設完工前の選定事業者の帰責事由による解除時に、選定事業者が管理者等に支払う違約金の額の設定については、標準約款第47条第2項の規定における〔注〕を参考として、**建設工事費相当の対価の額の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額とする考え方などがある。**

→ 本事業等の特性（公益性の強さ等）に鑑み、100分の20を用い、1日当たり運営権者収受額の提案上限額の20%を基準に検討

1日当たり違約金額 = 運営権者収受額の提案上限額 × 20% ÷ 20年間 ÷ 365日 ÷ 9 (※)

※ 法令違反等の重みは、9個別事業ごとに変わらないため、9で除す。

- 1日当たり違約金額に、違約金発生から要求水準違反解消までの期間を乗じて、違約金額を決定。
- 上工水での断水や、下水での水質法定違反があった場合は上記とは別の設定方法で算出することも考えられる。